

平成29年12月19日

財政援助団体等監査結果報告
〔神戸市立須磨海浜水族園指定管理者〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	壬	生		潤
同	平	井	真	千子

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成29年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市立須磨海浜水族園指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成28年度執行の事務

2 監査の期間

平成29年8月28日～平成29年12月19日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立須磨海浜水族園（以下「水族園」という。）

水族園は、水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資することを目的として設置されている。

所在地 神戸市須磨区若宮町1丁目3番5号

施設概要 延床面積 14,500 m²

内 容 本館，さかなライブ劇場，世界のさかな館，アザラシ・ペンギン館，和
楽園展示館，アマゾン館，ラッコ館，イルカライブ館

開館時間 9時～17時

※施設の利便性の向上，利用促進のため変更することがある。

入園料 大人 1,300円（定期料金3,000円）

（18歳以上）

中人 800円（定期料金2,000円）

（15歳以上18歳未満（小人に該当するものを除く））

小人 500円（定期料金1,200円）

（小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者）

施設開設年月日 昭和62年7月16日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 須磨海浜水族園共同事業体

代表者 株式会社ウエスコ

（その他の構成員）

株式会社名鉄インプレス，株式会社アクアート，

一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会

② 選定理由

指定管理者選定評価委員会において，総合的に評価した結果，集客力向上のための具体的な提案がなされており，また施設の魅力向上のための投資についても，積極的な提案がなされ，利用者へ提供するサービスという点で非常に良い提案であったとして選定された。

(3) 指定期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は，施設の運営，施設及び設備の維持管理に関する業務，水族の収集・飼育及び展示，水族に関する資料収集及び展示，調査研究，科学知識の普及に関する業務等であり，主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	平成28年度	平成27年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	1,212,750人	1,105,110人	107,640人	9.7
うち有料利用者数	768,822人	704,686人	64,136人	9.1
社会教育活動事業				
園内社会教育活動実施回数	827回 (23,148人)	952回 (26,638人)	△125回 (△3,490人)	△13.1(△13.1)
園外社会教育活動実施回数	285回 (22,152人)	224回 (16,713人)	61回 (5,439人)	27.2 (32.5)

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 等 の 比 較

(単位 金額：千円 比率：%)

	平成 28 年度	平成 27 年度	対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	-(利用料金制)	-(利用料金制)	-	-
収 入 合 計	1,195,703	1,125,851	69,851	6.2
(うち利用料金収入)	(785,720)	(757,092)	(28,627)	(3.8)
(うち本市への納付金)	(15,000)	(15,000)	(0)	(0.0)
(修繕費 ※ 1)	(2,980)	(1,294)	(1,685)	(130.2)
(施設の魅力向上のための 投資にかかる経費 ※2)	(35,716)	(117,329)	(△81,613)	(△69.6)

※1 修繕費は施設の補修・小修繕などに係るものであり、年度終了後精算しており、指定管理者負担分を記載している。

※2 施設の魅力向上のための投資にかかる経費は、最終年度に各年度合計額が360,000千円に満たない場合は精算予定である。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成28年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AAA(運営内容が目標や計画・過去実績等を大幅に上回っている)となっており、その所見は、施設の老朽化が進み、維持管理に必要なコストがかさむ中、入園者数・収入は目標、前年度ともに上回っており、多様なコンテンツや社会活動など戦略的に中身を変化させている点が評価できるなどとなっている。

5 監査の結果

水族園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に從っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

様々な企画や夏期のサマーイルミネーションの実施等により、平成 28 年度の入園者数は 121 万人を超え堅調であった。しかし、施設の全面改修から約 30 年が経過し老朽化が進み、近隣市の水族館等との競争も激化していることから修繕や投資等にかかる経費が多額に上っている。本市では公募による民設民営方式での施設の再整備を予定している。これまで積極的に行ってきた社会教育活動等にも引き続き取組み、地域全体の魅力向上と活性化に寄与し、市民に親しまれる施設が整備されることを期待する。

(1) 指摘事項

① 物品の管理を適正に行うべきもの

協定書によると、指定管理者が利用料金収入で購入した物品の所有権は本市に属するものとされており、また、指定管理者は物品管理簿を備えて整理し、購入及び廃棄等の異動について本市に報告することとされている。

しかし、指定管理者は物品管理簿を作成していたが、平成 28 年度に購入した物品を確認したところ、下記のとおり一部の記載がなかった。さらに、購入及び廃棄等の異動について本市への報告が行われていなかった。

本市所管局は、物品の購入の際に確実に管理簿に記載することにより適正に物品を管理するとともに、物品の異動について定期的に本市へ報告を行うように、指定管理者を指導するべきである。

(事例)

物品名	購入金額	備考
お弁当広場時計	259,200 円	
冷蔵庫（園内動物病院用）	49,800 円	
パソコン 3 台(2 台:故障買換, 1 台:新規購入)	229,133 円	1 台分が未記載

② 施設管理を適正に行うべきもの

ア 施設管理における法定資格者の確認について

仕様書によると、指定管理者は所定の法定資格者を選任し、本市に対して法定資格者選任一覧表及び選任したものが資格を有することを証明する書類の写しを提出することとされている。

しかし、法定資格者選任一覧表は提出されていたが、資格を有することを証明する書類の写しは提出されていなかった。

本市所管局は、仕様書に基づき適正に書類を提出するよう指定管理者を指導するとともに、提出された書類の確認を行うべきである。

イ 施設管理における再委託等の契約書の写しの提出について

協定書では業務の再委託等を制限しており、第三者に再委託等を行う場合は本市による事前承諾と契約書の写し等の提出を定めている。

指定管理者は警備や清掃業務等について再委託等を行い、本市に対しても届け出ていたが、契約書の写し等は提出していなかった。

本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。

ウ 施設・設備管理台帳の整備について

仕様書によると、指定管理者は施設・設備管理台帳の作成（電子データ）及び整理（機器仕様・修繕・保守・点検の履歴等）を行い、保守・点検、修繕等の完了後ただちにその内容、完了日、施工業者等を台帳に記載することとされている。

指定管理者は、協定書に添付されている機器一覧表（機器ごとに仕様や台数、設置年、設置場所を記載）について、機器を更新した際に記載を修正していたが、仕様書で指定されている修繕・保守・点検の履歴やその内容、完了日及び施工業者等については記載していなかった。また、一部の設備については機器一覧表が作成されていなかった。

本市所管局は、仕様書に基づき台帳の作成および整理（修繕・保守・点検の履歴やその内容、完了日及び施工業者等の記載を含む）を行うよう指定管理者を指導するべきである。

(2) 意見

① 利用料金等の売上及び現金管理について

指定管理者は、入園日報を作成して日々の利用料金等の売上を集計して管理している。入園日報には現金収納の証拠及び集計の基礎資料として、券売機やレジごとの入金情報（レシート）が添付されている。レシートには販売金額と払戻金額の集計が記載され、差額が売上として計上される。

払戻しについては入園券等の誤購入のほか、有料体験（生き物へのタッチなど）については休日等の多客時の対応として、販売見込みのチケットを先にレジ打ちして発券し、その日に売れ残ったチケットは返品（払戻し）扱いとする処理をしているとのことであった。また、払戻しにより回収した入園券やレジ打ちして売れ残ったチケットは破棄して保管していなかった。

本市の現金取扱事務の手引（公金編）では、入場券等を自動券売機で発行している場合の払戻しによって回収した券やレジスターを打ち間違えた場合の打ち間違えたレシートは日計表等

作成の際に証拠書類として添付することとされている。

利用料金等の現金は公金ではないものの、本市の施設の利用対価でもあり、厳格な管理が求められる。本市所管局は、現金事故防止の観点から払戻しによって回収した入園券やチケット等を入園日報に証拠書類として添付することを検討するよう指定管理者を指導されたい。

② 招待券及び前売入園券の管理について

ア 招待券の管理について

招待券は、発行申請書により承認を得た上で発行しており、管理については管理簿を作成せず発行申請書に発行した番号と残数を記載する形で管理している。平成 29 年度において、下記のとおり招待券の番号が欠落しており発行申請書による発行が確認できない事例があった。

招待券は換金性の高いものであり、不正リスクが高いことから、より厳重な在庫管理が必要である。本市所管局は、発行申請書と併せて管理簿により出庫及び在庫数を管理するとともに定期的に棚卸を行うことを検討するなど、適切に在庫管理を行うよう指定管理者を指導されたい。

(事例)

申請書の日付	状況
平成 29 年 4 月 12 日	前回の申請書から番号が 10 枚分欠落
平成 29 年 7 月 17 日	前回の申請書から番号が 27 枚分欠落
平成 29 年 8 月 26 日	前回の申請書から番号が 20 枚分欠落

イ 前売入園券の管理について

前売入園券は、出庫時に入園券販売承認簿を作成しているが、在庫数は記載されず、また管理簿を作成していないため、在庫数を把握していなかった。

前売入園券も換金性の高いものであり、不正リスクが高いことから、より厳重な在庫管理が必要である。本市所管局は、管理簿を作成するなど適切に在庫管理を行うよう指定管理者を指導されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。